

令和6年度 「たかすマルシェ」 出店のご案内

出店申込書 提出期限
令和6年8月13日(火)分 7月19日(金) 17:00

8月13日は鷹栖地区住民センター盆踊りと同時開催です。

出店に当たっての留意事項 ※書類提出前に必ず確認願います。

- ▶ (8/13のマルシェのみ) 盆踊りで販売するため、生ビール、焼き鳥の販売はできません。
また、盆踊りでおにぎりを販売します。
- ▶ 出店の準備(貸出品のタープテント、机、椅子の運搬・設置等)は出店者各自でお願いします。
- ▶ 出店決定に当たり、出店内容の確認を行いますので、出店募集要項について確認の上、ご応募ください。なお、応募多数の場合は、出店内容により事務局で選考を行う場合があります。
- ▶ 出店募集要項の内容や事務局からの指示を遵守いただけない場合は出店を認めません。
また、出店決定後・イベント中であっても出店を取り消すことがあります。
- ▶ 発電機等、(火気を使う場合) 消火器は各自で準備してください。
- ▶ 各出店者の販売で生じたゴミ(フードパック等)について、来場者からの回収に応じるよう対応してください(ゴミ箱は設置しません)。

出店者は下記の【出店料】のとおりです。

町内事業者：1,000円 町外事業者：2,000円

※出店当日に事務局テントにてお支払いください。

※9/7、10/5のマルシェの出店料と金額が異なります。

申請書類提出先・問合せ先

【たかすマルシェ運営事務局】

〒071-1292 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
鷹栖町役場産業振興課商工観光係(担当：東、佐野)

TEL：0166-74-3582/FAX0166-87-2850

EMAIL：sangyou3@town.takasu.lg.jp

開催概要

- 名称
「たかすマルシェ」
- 開催日
令和6年8月13日（火）
- 開催時間
17:00～21:00
- 会場
鷹栖地区住民センター「ふらっと」
- 主催
鷹栖町観光協会、鷹栖町
- 同時開催
鷹栖地区盆踊り

募集要項

- 募集店舗数
20店舗程度（内キッチンカー5台）
- 販売品目
①飲食物（生ビール、焼き鳥は除く）
②スイーツ・食品販売
③農水産物
④雑貨・クラフト
⑤サービス（ネイル、マッサージ等）
⑥ワークショップ
⑦その他運営事務局が認めたもの
- 申込方法
申請用紙等必要書類を事務局に提出

開催までの主なスケジュール（予定）

※以下のスケジュールは都合により変更になる場合があります。

出店申込の受付期間

- 事務局で「出店申込書」の内容を確認の上、受理します。
- 出店は申込内容を審査したうえで決定します。出店が認められない場合もありますのでご了承ください。
- 出店店舗数を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 申込締切後出店場所の調整を行います。なお、応募多数の場合は選考を行います。
- 出店内容によっては、販売内容や調理法の確認をさせていただきます。

出店決定通知書の送付

- 出店配置図や出店当日提出していただく報告書様式を送付いたします。

出店当日

- 出店料を事務局テントにてお支払いください。
※各テントでの出店料徴収は行いません。
※出店料をお支払いいただけない場合、次回からの出店をお断りさせていただきます。
- イベント終了後実績報告書を提出してください。

出店募集要項詳細

(1) イベントの開催目的

たかすマルシェは、町内および近隣地域の事業者の方と町民、観光客など老若男女さまざまな人が顔を合わせて交流する場をつくり、まちの活性化や鷹栖町の知名度向上につなげていくことを目的としています。

(2) 出店申込資格

たかすマルシェの目的に賛同いただける事業者、個人、グループ・団体を対象とします。また、以下の条件をすべて満たしていることとします。

- ①出店物は安全かつ健全な商品であること
- ②注意事項を守り、周囲と楽しく協力できる方であること
- ③責任者が18歳以上の個人・グループであること
- ④販売商品に対して責任を持ち、販売後のクレーム等にも対応できること
- ⑤販売商品は適正な価格を設定し、常軌を逸した安値および高値での販売はしないこと
- ⑥法令や公序良俗等に違反していないこと

※その他、主催者が不適当と判断した場合は出店をお断りすることもあります。

(3) 出店条件

- ①イベント当日に、事務局テントで出店料を支払うこと。

■出店料 町内事業者：1,000円、町外事業者：2,000円

※9/7、10/5のマルシェの出店料と金額が異なります。

- ②イベント終了後、実績報告書を提出すること。

- ③指定の出店エリアを守って販売すること。

※鷹栖地区住民センターふらっとの軒下、タープテント、キッチンカー等出店形態によりエリアサイズが異なります。

- ④出店位置は事務局において指定します。

- ⑤イベント中は必ず責任者が常駐してください。

- ⑥15:00以降から準備が可能です。販売は17:00からとなります。

- ⑦21:30に完全撤収となります。

- ⑧イベント終了後実績報告書を提出してください。

- ⑨(8/13のマルシェのみ) 飲食店の営業はキッチンカーのみとなります。

※臨時営業許可の必要のないものは販売できます。

(4) 出店における留意事項

- ①(8/13のマルシェのみ) 盆踊りで販売するため、生ビール、焼き鳥の販売はできません。

また、盆踊りでおにぎりを販売します。

- ②出店の準備（貸出品のタープテント、机、椅子の運搬・設置等）は出店者各自でお願いします。

- ③出店決定に当たり、出店内容の確認を行いますので、出店募集要項について確認の上、ご応募ください。

なお、応募多数の場合は、出店内容により事務局で選考を行う場合があります。

- ④出店募集要項の内容や事務局からの指示を遵守いただけない場合は出店を認めません。また、出店決定後・イベント中であっても出店を取り消すことがあります。

- ⑤発電機、(火気を使う場合) 消火器は各自で準備してください。

⑥各出店者の販売で生じたゴミ（フードパック等）について、来場者からの回収に応じるよう対応してください（ゴミ箱は設置しません）。

（5）出店当日スケジュール

時間	内容	備考
15：00 以降	出店者準備開始	たかすマルシェ開始までに出店料をお支払いください。
17：00	たかすマルシェ開始	鷹栖地区住民センター盆踊りと同時開催となっています。
21：00	たかすマルシェ終了	
21：30	完全撤収	実績報告書を提出してください

※商品がなくなり次第、片付けしても構いませんが、盆踊りと同時開催の為、会場内混みあっています。

会場内に車は入れませんのでご注意ください。

※途中で撤収する場合も実績報告書を提出してください。

※イベント中の駐車場については、出店決定通知書を送付する際にお知らせします。

申込について

（1）下記の書類を期日までに提出してください

■出店者全員が提出するもの

①出店申込書

■許可や申請が必要なものを販売する人のみ提出するもの

②保健所発行の営業許可書の写し ※許可が必要なものを販売する場合のみ

③販売スペース内の配置図 ※火気を使用して営業する場合のみ

（2）書類提出先

【たかすマルシェ運営事務局】

〒071-1292 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
鷹栖町役場産業振興課商工観光係（担当：東、佐野）

TEL：0166-74-3582/FAX0166-87-2850

EMAIL：sangyou3@town.takasu.lg.jp

●申込締切

令和6年8月13日（火）分 7月19日（金）17：00

●暴力団またはそれに類似する者の出店申込は一切お断りします。

●事務局からの指示を遵守いただけない場合は、出店をお断りします。

・決定した出店場所でも、諸事情により変更になる場合があります。

・たかすマルシェは雨天でも開催予定ですが、強風や災害など安全に開催できないと判断した場合は、中止とする場合があります。

※9/7、10/5の出店者募集詳細については、後日鷹栖町HPにてお知らせいたします。